

〔消費者法判例研究〕

インターネット・オークションにおける物品の売買取引 において落札時に売買契約が成立したとされた事例 — 横浜地判令和4年6月17日（判時2540号43頁） —

泉 日出男

1. 事案の概要

控訴人（原審原告、以下、「X」と略称）は、令和3年4月26日20時7分、ヤフーオークションにおいて、被控訴人（原審被告、以下、「Y」と略称）が出品した腕時計（以下「本件時計」と略称）について9万2000円の価格を入札した（以下、Y出品の本件時計に係る取引を「本件取引」と略称）。

その後、Xが入札した上記価格よりも高い価格で入札した入札者が2人現れ、同日21時23分頃、一番高い入札をした者が落札者に決定された（以下、「第1落札者」と略称）が、Yは、同日21時37分、第1落札者の入札を落札者削除の方法により取り消した。その際、Yは、「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で、第1落札者を削除したため、次点の入札者（以下、「第2落札者」と略称）が補欠落札者として繰り上がった。さらにYは、同日21時42分、第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消した。この時も、Yは「補欠を繰り上げる」が選択された状態で、第2落札者を削除したため、次々点の入札者であったXが補欠落札者として繰り上がった。Xは、本件時計の落札に同意するか確認され、同日21時52分、同意した。

Xは、同日21時57分、Yahoo!かんたん決済を使用して本件時計の代金（落札価格9万2000円と送料520円の合計9万2520円）の支払をした上で、Yに対し、取引ナビの取引メッセージで「支払い完了しました。どうぞよろしく願います。」と連絡した。ところが、Yは、同日22時4分、Xに対し、取引ナビの取引メッセージで「この価格では売れません。常識的な価格が有ると思います。終了時間を間違えました。当方のミスです。」などと連絡した。さらに、Yは、同日22時25分、ヤフーオークションにおけるXの評価欄に「非常に悪い落札者です。」と評価を記載し、「当方のミスで落札されてしまいました。ただし、相場から言ってもこの価格はないと思いま

す。」などとコメントを付け加えた。Xは、同日22時45分、Yに対し、取引ナビの取引メッセージで「契約の不当解除は受け入れられません。……契約の履行を請求します。」などと連絡した。Yは、同月27日7時17分、Xの都合によるキャンセルとして、Xを落札者から削除した。Xは、同日9時20分、Yに対し、電話で、本件時計の引渡しを求めた。

Xは、Yが本件取引を正当な理由なくキャンセルしたことが債務不履行に当たるとして、債務不履行に基づく損害賠償として逸失利益10万7480円及びこれに対する遅延損害金の支払い求め、さらにYが自己都合によって本件取引をキャンセルとしたにもかかわらず「落札者の都合によるキャンセル」を選択したためXに「非常に悪い落札者」との評価が付いたことに伴う慰謝料として3万円の支払いを求めた。原審（保土ヶ谷簡判令和3・10・28判時2540号47頁）は、売買契約自体が成立していないとして債務不履行に基づく請求を棄却したため、Xが控訴した（なお慰謝料3万円の請求は認められた）。

2. 争点

本件の争点は、①売買契約の成立の有無（争点①）、②錯誤の有無（争点②）、③重大な過失の有無（争点③）、④損害発生の有無（争点④）の4点である。

3. 判旨

原判決変更（確定）

(1) 売買契約の成立の有無について（争点①）

「インターネット・オークションにおいて商品が落札された場合、出品者と落札者は、売買契約を締結することになる。そして、売買契約は、売主と買主の申込みと承諾の意思表示が合致した時点で成立するところ、取引のどの過程のどの段階で契約が成立するかについては、個々の取引の規定、態様、経過等を考慮して当事者の合理的な意思解釈をする必要がある。」

「ヤフーオークションでは、約款や『ヤフオク！ガイドライン』（略）、『ヤフオク！ガイドライン細則』（略）を設けたり、『ヤフオク！ヘルプ』（略）という利用者向けの解説ページを設けたりしていることが認められるが、出品者と落札者との間の売買契約の成立時期を明示した規定は存在していないため、XとYとの間の取引について、取引態様等に鑑みて判断するのが相当である。

確かに、落札後、落札者から支払方法や商品の受取方法の連絡が来るのを待って、

落札者と出品者との間で条件を交渉することが予定されている場合もあり（略）、そのような場合には、落札により直ちに売買契約が成立するのではなく、交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立すると解する余地もある。

しかしながら（略）、Yは、本件時計を出品した時点で、送料は落札者負担、送料は全国一律520円、支払手続から1～2日で発送する旨提示していたこと、本件時計の落札者は、『Yahoo！かんたん決済』など複数の方法から自ら選択して、落札金額に上記送料を足した額を即時に支払うことが可能であったことが認められる。したがって、Yと本件時計の落札者との間で、落札後に取引条件について交渉することは予定されていなかった。

そして、（略）、Yは、本件時計を出品し、入札可能期間が終了するまで、その出品を取り消さず、さらに、『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で、第1落札者と第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消し、Xを補欠落札者として繰り上げたことから、補欠落札者となったXは、本件時計の落札に同意した。

以上の事実関係に鑑みれば、遅くとも、Yが、Xが落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があったと解することができ、Xが落札に同意したことで売買契約に承諾する意思表示があり、XとYとの間で、売買契約が成立したものと認めるのが相当である。」

「Yは、ヤフーオークションでは、落札をきっかけとして、出品者と落札者が交渉を開始し、交渉の結果、出品者と落札者が合意して初めて売買契約が成立するのであり、本件において、Xは、落札後、Yに対し、取引情報を連絡し、一方的に代金の支払を済ませ、商品の発送を要求しているが、Yは、Xとの売買の承諾をしていないから、XとYとの間で売買の合意をしたとはいえ、売買契約は成立していないと主張する。しかしながら、ヤフーオークションにおける取引においても、取引態様は様々であり、本件について言えば、落札後に出品者と落札者との間で交渉がされることは予定されていなかったことは上記判示のとおりであるから、落札後の交渉で出品者と落札者が合意して初めて売買契約が成立する旨の主張は採用できない。また、Yが、第2落札者を削除し、補欠落札者であるXを繰り上げたことが外形上売買の申込みの意思表示に当たることは上記判示のとおりであるから、売買の承諾をしていないとするYの主張は前提を誤っており採用できない。」

(2) 錯誤の有無について（争点②）

「Yは、Xより高い価格で落札した第1落札者及び第2落札者の入札を取り消していること、Xにより支払完了の連絡があるや否や、即座にXによる落札価格では売れない旨連絡したことが認められるから、Yが『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で第2落札者を削除する旨の操作をした時点において、Yには、Xに対して落札

価格9万2000円で本件時計を売る意思はなかったことが推認される。

したがって、Yの意思表示には対応する意思がなく、当該意思表示は、錯誤（民法95条1項1号）に基づくものと認められる。

また、上記錯誤は、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであると認められる。」

(3) 重大な過失の有無について（争点③）

「ヤフーオークションでは、落札者を削除する際には、『削除』するとの表示をクリックする必要があるところ、当該表示のすぐ上にはチェックが付された状態で『補欠を繰り上げる』旨記載されていること、上記の『削除』する旨の表示をクリックすると、落札者の削除をするページに移動し、同ページには、『選択内容の確認』『以下の内容で落札者を削除します。内容をご確認ください。』との表記に続けて、『補欠落札者の繰り上げ』『繰り上げあり』『次点の落札者に落札を受理するか確認するメールが送信されます。』と明確に記載されているため、出品者は、繰り上げがあることを確認した上で、再度、落札者を『削除』する旨の表示を押すことが求められることが認められる。そうすると、Yは、第2落札者を削除する操作をするに当たって、2度、明確に、補欠落札者が繰り上がることを示されているながら、これを看過したことになる。

また、(略)、Yは、Xを補欠落札者として繰り上げる前にも、『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で第1落札者を削除し、第2落札者を繰り上げていた。

以上の経過に加え、Yが、多数の取引経験を有し、本件取引以前の複数回の取引において、落札後に落札者を削除していたと認められること(略)を併せ考えると、Yは、『補欠を繰り上げる』の選択を解除しないで落札者を削除すると、補欠落札者が繰り上がり、次点の落札者に権利が移転することを容易に認識し得たといえ、(略)錯誤は、Yの重大な過失によるものであったと認められる。

よって、Yは、Xに対する売買契約の申込みの意思表示を取り消すことができない(民法95条3項)。」

(4) 損害発生の有無について（争点④）

「Xは、本件取引によって、20万円相当の時計を合計9万2520円（落札価格9万2000円、送料520円）で取得することができたはずであるから、Yに債務不履行により（原文ママ）、20万円とXが支払うはずであった代金の差額である10万7480円の逸失利益が損害となると主張する。

しかしながら、Xが本件時計を落札した時点で、当該時計が20万円相当であったことを裏付ける的確な証拠はない。他方、Yは、原審で提出した答弁書において、最低でも15万円で売却しようと思っていた旨主張しており、本件時計が上記時点で15万円

相当の価値を有することを認めている。したがって、Xは、Yが本件取引を履行していれば、15万円相当の本件時計を取得できたはずであるから、Xには、Yの債務不履行により、15万円からXが支払うはずであった9万2520円を控除した残額5万7480円の損害が発生したと認めるのが相当である。」

4. 評釈

判旨に賛成である。

(1) インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期に係る先例

申込みと承諾の意思表示の合致により売買契約は成立する（民法522条1項）。インターネット・オークションにおける一般的な取引の流れを確認すると、取引完了までに、①出品者による商品の出品、②参加者による入札・指定期間内に最高価格を提示した者による落札、③出品者と落札者間の取引連絡（送料や引渡方法、落札者情報等の連絡）、④落札者による代金の支払い、⑤出品者による商品の発送、⑥落札者による商品の受領・出品者による代金の受領といった段階を経ることが考えられる¹⁾。

以上のような段階を経て成立するインターネット・オークションにおける売買契約について、インターネット・オークションには様々な類型が存在するためその成立時期を一般化して考えることは困難であるが、以下の3つのパターンが考えられる。①出品者の出品が申込みであり、落札者の入札が承諾であって落札時に売買契約が成立する（以下、【パターン①】と略称）、②落札は優先交渉権の取得にすぎないため落札時に売買契約は成立せず、落札後の出品者、落札者間の交渉を通じて、申込み、承諾がなされ売買契約が成立する（以下、【パターン②】と略称）、③出品者の出品が申込みの誘引であり、落札者の入札が申込みであって、その後の出品者の承諾により売買契約が成立する（以下、【パターン③】と略称²⁾）。以下、本件における売買契約の成立時期を検討する前提として、㉞令和4年4月に改訂された経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下、「準則」と略称）における売買契約の成立時期の考え方、④インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期に係る先例である「ヤフーオークション詐欺訴訟」における売買契約の成立時期、㉟本件原判決における売買契約の成立時期を確認する。

1) 深川裕佳「インターネット・オークションにおける売買契約成立時期」法学セミナー No.823（2023年8月）115頁参照。

2) 東京弁護士会消費者問題特別委員会編『ネット取引被害の消費者相談〔第2版〕』（2016年・商事法務）274頁参照。

㊦ 準則における売買契約の成立時期の考え方

準則における売買契約の成立時期の考え方によれば、インターネット・オークション等には様々な類型があることから、「取引の過程のどの段階で契約が成立するかは、一概には断定できない」し、「個々の取引の性質を考慮して当事者の合理的意思表示により判断される」ことになる（準則 I-8-3・1）³⁾。このようにインターネット・オークション等における売買契約の成立時期について、準則は、個々の取引の性質を考慮して当事者の意思を合理的に解釈して判断すべきであるとしている。

なおインターネット・オークション等における売買契約の成立時期について、準則は、「当事者の意思が入札期間の終了時点での条件に拘束されることを前提に取引に参加している」か否かを基準としている。当事者の意思が入札期間の終了時点での条件に拘束されることを前提に取引に参加していると認められる場合、「入札期間の終了時点で出品者の提示していた落札条件を満たす落札者との間で売買契約が成立したと評価することができる」とする（準則 I-8-3・2(2)）。すなわち落札時の取引条件に出品者・入札者双方が拘束されるとの意思を有していると判断されるケースであれば【パターン①】に該当し、落札時に売買契約が成立することになる。他方、当事者の意思が入札期間の終了時点での条件に拘束されることを前提に取引に参加していると認められない場合、「必ずしも入札期間の終了時点で売買契約が成立したと評価することはできない」とする（準則 I-8-3・2(2)）。すなわち落札時の取引条件に出品者・入札者双方が拘束されるとの意思を有していないと判断されるケースであれば【パターン②】に該当し、落札後の出品者、落札者間の交渉を通じて申込みと承諾がなされた後に売買契約が成立することになる。また落札者に対して出品者が諾否の権利を留保しておきたいとの意思を有すると判断されるケースであれば【パターン③】に該当し、入札という申込みに対するその後の出品者の承諾により売買契約が成立することになる。

典型的なインターネット・オークションの類型においては、価格以外の取引条件が確定的に決まっているのが通常であり、また、出品者が最低落札価格を設定することによって、その最低落札価格以上の入札であれば売却するという意思を確定的に表示しているというべきであるため、最低落札価格以上の入札により落札がなされた場合

3) 準則 I-8-3 「インターネット・オークション及びフリマサービスにおける売買契約の成立時期」の最終改訂は令和2年8月である。なお準則の「インターネット・オークション等」にはフリマサービスも含まれる（経済産業省「電子商取引及び情報取引等に関する準則」（令和4年4月）111頁〈https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/20220401-1.pdf〉）。

には、落札時に売買契約の成立が認められるべきであろう⁴⁾。しかしながら、利用規約において、例えば売買契約は落札時点では成立せず、その後の出品者及び落札者間の交渉により成立すると指定される場合、落札後のどの時点で契約が成立するかについては利用規約では明記されていないことが多い。この点について、準則は、「一般に契約成立時期の判断はこのような利用規約の指定に拘束されるものではなく、何が売買契約を構成する申込みと承諾の各意思表示の合致なのかを合理的に判断して決定されるべきものである」とし、「利用規約において契約成立時期が落札時点より後の時点と規定されていても、必ずしもかかる利用規約に拘束されるものではない」としつつも、「利用規約の契約成立時期の指定は、通常、利用者の効果意思に影響を及ぼすものと考えられるので、当事者の意思の解釈に当たっては考慮される」とする（準則 I-8-3・2(2)）。このように準則は、売買契約の成立時期について利用規約の拘束力を否定し、まずは当事者意思の合理的解釈により決定すべきとする⁵⁾。しかしながら他方で利用規約は「通常、利用者の効果意思に影響を及ぼす」と考えられるため、当事者の意思の解釈に際して考慮すべき要素の一つであると捉えているようである。準則の表現は非常にあいまいであり、「通常、利用者の効果意思に影響を及ぼす」という点を強調すると、結局、利用規約に対する拘束力を認めることになるのではないかとの批判もある⁶⁾。

① ヤフーオークション詐欺訴訟

インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期に係る先例としてヤフーオークション詐欺訴訟を確認する。本件は被告（被控訴人）の提供するインターネット・オークションサービスを利用して詐欺の被害にあった原告（控訴人）ら784名が、被告に対し、詐欺の被害を生じさせないインターネット・オークションシステムを構築すべき注意義務を怠ったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

第一審判決（名古屋地判平20年3月28日判時2029号89頁）は、インターネット・

4) 東京弁護士会消費者問題特別委員会編・前掲註(2)・275頁参照。なおヤフーオークションでは、最低落札価格はなくなり、入札の開始価格しか設定できずかつ設定が必須となっているが最低落札価格的に用いられているようであることを指摘する文献もある（右近潤一「インターネット・オークションにおける契約成立時期」新・判例解説 Watch No.33（2023年10月）82頁参照）。

5) 準則とは異なりインターネット・オークションサイトの利用規約に売買契約の成立時期についての定めがある場合には、当事者間で特段の合意をしていない限り、利用規約の定めに従うことになるが、明確な定めのない場合には当事者の合理的意思を解釈して売買契約の成否について判断することになるとして利用規約の拘束力を原則認める見解もある（弘中絵里「インターネットオークションをめぐる消費者問題」現代消費者法 No.18（2013年3月）41頁参照。）

6) 東京弁護士会消費者問題特別委員会編・前掲註(2)・275頁参照

オークションにおける売買契約の成立時期について、落札を通知する電子メールが自動的に送信された後、出品者に対して落札者の連絡先が知らされ、「出品者及び落札者の間で具体的な取引に関する協議が行われ、売買契約が成立する」と判示した。このように第一審判決は、落札時点では契約は成立しない、すなわち【パターン②】の立場を採っている。なお第一審判決においては、インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期は直接の争点とはされていないため、当事者の意思を合理的に解釈することなく、システムの仕様を根拠として【パターン②】を導き出しているようである。

控訴審判決（名古屋高判平成20年11月12日〔2008WLJPCA11119001〕）は、「落札者は、出品者からの連絡を待ち、交渉をすることになるが、この交渉は、両者が直接電子メール等を使用して行い、被控訴人〔ヤフーオークションの運営会社：泉補足〕はこの交渉に何ら関与することはない」し、「落札されても、出品者も落札者もその後の交渉から離脱することが制度上認められており、必ず落札商品の引渡し及び代金の支払をしなくてはならない立場に立つわけではな」く、「落札により、出品者と落札者との間で売買契約が成立したと認めることはできず、上記交渉の結果合意が成立して初めて売買契約が成立したものと認めるのが相当である」と判示した。このように控訴審判決も第一審判決と同様に、落札時点では契約は成立しないため【パターン②】の立場を採っている。インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期について、控訴審判決も、当事者の意思を合理的に解釈しておらず、出品者も落札者もその後の交渉から離脱することがシステム上認められていることを根拠として【パターン②】を導き出しているようである。

㊦ 原判決

本件における売買契約の成立の有無について、原判決は、「一般的に、インターネット・オークションにおいては、落札者が決定した後に、出品者と落札者が交渉して取引条件に関する意思が合致した時に商品の売買契約が成立するものと考えられ」、「本件のヤフーオークションにおいても同様の仕組みが採られているものと認められる」との判断枠組みを示した上で、「本件取引に関しては、Xが落札者に決定された後、Yが直ちに『落札者の都合』によって落札者（X）を削除していることに争いはないから、XY間取引条件に関する意思の合致はなく、未だ売買契約は成立していない」と判示した。このように原判決は売買契約の成立自体を認めなかった。なおインターネット・オークションにおける売買契約の成立時期について、原判決は「落札者が決定した後に、出品者と落札者が交渉して取引条件に関する意思が合致した時に商品の売買契約が成立する」と判示しており、落札時点での契約成立を認めていないため【パターン②】の立場を採っている。インターネット・オークションにおける売

買契約の成立時期について、原判決は、売買契約が成立しないとする根拠として、落札後、Yが直ちに落札者を削除したというシステムの仕様を挙げているのみであり、当事者の意思を合理的に解釈はしていない。

以上のようにインターネット・オークションにおける売買契約の成立時期の先例であるヤフーオークション詐欺訴訟第一審判決、同控訴審判決および本件原判決のいずれも、当事者の意思を合理的に解釈することなく、むしろシステムの仕様を根拠として【パターン②】の立場を採用したものと見える。

(2) 争点①について

インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期について、本判決は「売買契約は、売主と買主の申込みと承諾の意思表示が合致した時点で成立するところ、取引のどの過程のどの段階で契約が成立するかについては、個々の取引の規定、態様、経過等を考慮して当事者の合理的意図解釈をする必要がある」との判断枠組を示した。これは「個々の取引の性質を考慮して当事者の合理的意図解釈により判断される」（準則I-8-3・1）とする準則の考え方に沿うものと考えられる。

本件も先例と同様にヤフーオークションが問題となった事案である。ヤフーオークションにおいては、「Yahoo! JAPAN 利用規約」の第8章に「ヤフオク！ガイドライン」が定められているが、その他「ヤフオク！ガイドライン細則」や「ヤフオク！ヘルプ」も存在している（以下、これらをまとめて「利用規約等」と略称する）。利用規約等を確認する限り、出品者と落札者との間の売買契約の成立時期について、少なくとも落札時点で契約が成立するとは明示されていない⁷⁾。例えば、Yahoo! JAPAN 利用規約第8章「ヤフオク！ガイドライン」1.(1)においては、「本サービスは、お客様間の交渉を通じて商品等にかかる契約締結の機会を提供するものにすぎません。お客様間の商品等の販売または提供にかかる契約は、取引条件に関する双方の意思が合致したときに成立します。」と規定されているのみである。その他、ヤフオク！ガイドラインに基づき定められた「ヤフオク！ガイドライン細則」はヤフオク！の順守事項および注意条件を定めたものであり、同細則にも売買契約の成立時期についての記載はない。本判決も本件における利用規約等について、「出品者と落札者との間の売買契約の成立時期を明示した規定は存在していない」と認定した。このように本判決は「売買契約の成立時期について明示する規定は存在していない」ことを前提として、インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期について検討している。

売買契約の成立時期について、Xは本件時計を落札した時点でXとYとの間に売買

7) 右近・前掲註(4)・81頁参照。

契約が成立すると主張し【パターン①】、Yは落札をきっかけとして出品者と落札者が交渉を開始し、交渉の結果、出品者と落札者が合意して初めて売買契約が成立すると主張した【パターン②】。本判決は、落札により直ちに売買契約が成立するのではなく、交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立する【パターン②】と解釈する余地もあることを指摘しつつも、利用規約等に売買契約の成立時期が明示されていないことから、取引態様等に鑑みて当事者の意思を合理的に解釈することにより売買契約の成立時期を導き出している。

落札後の交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立する【パターン②】と解釈する余地の有無について、本判決は、本件時計を出品した時点で、Yが、①送料は落札者負担であり全国一律520円である旨提示していたこと、②支払手続から1～2日で発送する旨提示していたこと、③本件時計の落札者が「Yahoo!かんたん決済」など複数の方法から自ら選択して、落札金額に上記送料を足した額を即時に支払うことが可能であったことから、「Yと本件時計の落札者との間で、落札後に取引条件について交渉することは予定されていなかった」と判示した。落札後の交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立する【パターン②】と解する余地を否定するに際し、本判決は、本件時計を出品した時点で、Yが送料や発送時期という代金以外の契約の重要な要素を提示していたこと、落札者が即時に決済可能であったことを根拠としている。すなわち本判決は、Yが送料や発送時期という代金以外の契約の重要な要素を出品時に提示していたことといった取引態様等に鑑みて、「入札期間の終了時点での条件に拘束されることを前提に取引に参加している」との当事者の意思があったものと解釈することにより、落札後の交渉の結果合意に達した時点で売買契約が成立する【パターン②】と解する余地はないと判示したものと見える。これは、売買契約の成立時期について「当事者の意思が入札期間の終了時点での条件に拘束されることを前提に取引に参加している」か否かを基準とする準則に則した判断であるといえる。

しかしながら本件の特徴として、第1落札者でないものが繰り上げられた結果落札者となった点が挙げられる⁸⁾。本件において、Yは、入札可能期間が終了するまで出品を取り消さず、さらに、「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で、第1落札者と第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消し、Xを補欠落札者として繰り上げていた。この点を踏まえ、本判決は、「遅くとも、Yが、Xが落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があったと解することができ、Xが落札に同意したことで売買契約に承諾する意思表示があり、XとYとの間で、売買契約が成立したものと認めるのが相当である」と判示した。落

8) 右近・前掲註(4)・81頁参照。

札時に売買契約が成立するとする【パターン①】においては、「出品者の出品」が申込みの意思表示であり、「落札者の入札」が承諾の意思表示であった。しかしながら本件においては、第1落札者でないものが繰り上げられた結果落札者となったという事情があるため、YがXを落札者に繰り上げる旨の操作をしたことが申込みの意思表示であり、Xが落札に同意したことが承諾の意思表示に該当すると判断されたわけである。申込みの意思表示に関し、このような違いはあるものの、本判決は、落札時に売買契約が成立するという【パターン①】を採用したものとイえる。Xが落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があったと判断するに際し、本判決は、①Yが入札可能期間が終了するまで出品を取り消さなかったこと、②「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で、第1落札者と第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消しXを補欠落札者として繰り上げたことを根拠としている。すなわち、本判決は、「補欠を繰り上げる」が選択されている状態でXを補欠落札者として繰り上げたことといった取引態様等に鑑みて、「落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があった」との解釈を行っている。本判決は「出品者と落札者との間の売買契約の成立時期を明示した規定は存在していない」と判示しており、売買契約の成立時期の判断に際して利用規約等を根拠とはしていない。このように本判決は、本件における取引態様や経過等に鑑みて、YがXを落札者に繰り上げる旨の操作をしたことが申込みの意思表示であり、Xが落札に同意したことが承諾の意思表示であるとする解釈、すなわち当事者意思を合理的に解釈することにより売買契約の成立時期を導き出したものと評価できる。

インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期の先例であるヤフーオークション詐欺訴訟第一審判決、同控訴審判決および本件原判決のいずれも、当事者の意思を合理的に解釈することなく、むしろシステムの仕様を根拠として【パターン②】の立場を採用したものであり、「何が売買契約を構成する申込みと承諾の各意思表示の合致なのかを合理的に判断して決定される」とする準則の考え方は異なるものであった。しかしながら本判決は、本件における取引態様や経過等に鑑み当事者意思を合理的に解釈することにより売買契約の成立時期として【パターン①】を導き出している。これは売買契約の成立時期についてまずは当事者意思の合理的解釈により決定すべきとする準則に則した判断であるともいえ、妥当な判断であると考えられる。

(3) 争点②および争点③について

Yは、仮に売買契約が成立していたとしても、意思表示に対する意思を欠いていたため錯誤に基づく売買契約の取消しを主張した。民法95条1項は、意思表示が、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が法律行為の基礎とした事情について

のその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは取り消すことができると規定している。本件においては、まずXに「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」があったか否かが争点とされた（争点②）。本判決は、①YがXより高い価格で落札した第1落札者及び第2落札者の入札を取り消していること、②Xにより支払完了の連絡があるや否や即座にXによる落札価格では売れない旨連絡したことを根拠として、「Yが『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で第2落札者を削除する旨の操作をした時点において、Yには、Xに対して落札価格9万2000円で本件時計を売る意思はなかったことが推認される」ため、「Yの意思表示には対応する意思がなく、当該意思表示は、錯誤（民法95条1項1号）に基づくものと認められる」と判示した。YがXより高い価格で落札した第1落札者及び第2落札者の入札を取り消していること等といった本件の事実関係に照らすと、妥当な判断だと考える。なお錯誤に基づく取消しが認められるためには、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものでなければならないが、本判決は、「上記錯誤は、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものと認められる」と判示した。上記錯誤がなければYは意思表示をしなかったと考えられるため、この点についても妥当な判断だと考える。

争点②において、Yの意思表示は錯誤に基づくものとされたが、民法95条3項は、錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、①相手方が表意者に錯誤があることを知り又は重大な過失によって知らなかった場合又は②相手方が表意者と同様の錯誤に陥っていた場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができないと規定している。表意者であるYに「重大な過失」があったか否かが争点③である。Xは、①Yが第2落札者の入札を取り消した際、補欠落札者に繰り上がる旨表示されそれを認識していたこと、②Xの繰り上げが本件時計の取引において2度目の操作であったこと、③Yがヤフーオークションで豊富な取引経験を有していたこと、④Yが複数の取引において落札者を削除していることから、Xを繰り上げたことにつきYには重大な過失があると主張した。

重大な過失の有無を検討するにあたり、本判決は、まずヤフーオークションの仕様を確認している。本判決は、ヤフーオークションにおいては落札者を削除する際には、「削除」する旨の表示をクリックする必要があることを認定した上で、①当該表示のすぐ上にチェックが付された状態で「補欠を繰り上げる」旨の記載があること、②「削除」する旨の表示をクリックすると落札者の削除をするページに移動するが、同ページには「選択内容の確認」「以下の内容で落札者を削除します。内容をご確認ください。」との表記に続けて、「補欠落札者の繰り上げ」「繰り上げあり」「次点の落

札者に落札を受理するか確認するメールが送信されます。」と明確に記載されているため、出品者は、繰り上げがあることを確認した上で、再度、落札者を「削除」する旨の表示を押すことが求められることを認定した。

上記のようなヤフーオークションの仕様にもかかわらず、①Yが第2落札者を削除する操作をするに当たって、2度、明確に、補欠落札者が繰り上がることを示されていないながらこれを看過したこと、②YがXを補欠落札者として繰り上げる前にも、「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で第1落札者を削除し第2落札者を繰り上げていたこと、③Yが多数の取引経験を有し本件取引以前の複数回の取引において、落札後に落札者を削除していたことを認定した上で、本判決は、「Yは、『補欠を繰り上げる』の選択を解除しないで落札者を削除すると、補欠落札者が繰り上がり、次点の落札者に権利が移転することを容易に認識し得た」として、「錯誤は、Yの重大な過失によるものであったと認められる」と判示した。このように本判決は、Yが第2落札者を削除する操作をするに当たり、2度も明確に補欠落札者が繰り上がることを示されていないながらこれを看過したこと、Yが本件取引以前の複数回の取引において落札後に落札者を削除していたこと等から、本件における錯誤はYの重大な過失によるものであったと判示している。なおYに重大な過失があったとしても、①XがYに錯誤があることを知り又は重大な過失によって知らなかった場合、②XがYと同一の錯誤に陥っていた場合には取消しが認められる。しかしながら本件においては、①XがYに錯誤があることを知っていたこと又は重大な過失によって知らなかったこと、および②XがYと同一の錯誤に陥っていたことは認定されていない。以上のことから、本件錯誤がYの重大な過失によるものであったとして取消しを認めなかった本判決を支持する。

(4) 争点④について

Xは、本件取引によって20万円相当の時計を合計9万2520円（落札価格9万2000円、送料520円）で取得することができたはずであるから、20万円とXが支払うはずであった代金の差額である10万7480円の逸失利益が損害となると主張した。落札時点における本件時計の価値が20万円相当であるとするXの主張について、本判決は「当該時計が20万円相当であったことを裏付ける的確な証拠はない」として退けた。なおYは原審で提出した答弁書において、最低でも15万円で売却しようと思っていた旨主張しており、本件時計が落札時点で15万円相当の価値を有することを認めていた。この点を踏まえ、本判決は、「Xは、Yが本件取引を履行していれば、15万円相当の本件時計を取得できたはずであり、「Xには、Yの債務不履行により、15万円からXが支払うはずであった9万2520円を控除した残額5万7480円の損害が発生したと認めるのが相当である」と判示した。このように本判決は、落札時点における本件時計の

価値を認定するに際して、Yが原審で提出した答弁書における主張のみを根拠としているが、20万円相当であるとするXの主張もその根拠は示されていない。本件が本人訴訟であったことがその原因であると考えられる。本件においてXに生じた損害がその性質上その額を立証することが極めて困難であると判断して、民事訴訟法248条の規定に基づき認定された損害額であるとするはかはないであろう。

おわりに

以上、本件についてインターネット・オークションにおける売買契約の成立時期に係る争点を中心に検討してきた。インターネット・オークションにおける売買契約の成立時期の先例であるヤフーオークション詐欺訴訟第一審判決、同控訴審判決および本件原判決のいずれも、当事者の意思を合理的に解釈することなく、むしろシステムの仕様を根拠として【パターン②】の立場を採用したものであり、売買契約の成立時期について利用規約の拘束力を否定し、まずは当事者意思の合理的解釈により決定すべきとする準則の考え方は異なるものであった。しかしながら本判決は、売買契約の成立時期について明示する規定は存在していないことを認定した上で、本件における取引態様や経過等に鑑み当事者意思を合理的に解釈することにより売買契約の成立時期として【パターン①】を導き出している。これは売買契約の成立時期について利用規約の拘束力を否定し、まずは当事者意思の合理的解釈により決定すべきとする準則に則した判断でもある。そもそも利用規約は、オークション事業者と利用者との契約に用いられるものであり、売買契約当事者間の特約ではない⁹⁾。それゆえ当事者の意思を合理的に解釈することにより本件における売買契約の成立時期として【パターン①】を導き出した本判決の立場を支持する。

補遺

本稿は令和5年11月11日、西南学院大学において開催された第292回金融取引研究会の報告原稿を加筆・修正したものである。

9) 右近・前掲註(4)・81頁参照。